

議案第107号

甲府市税外収入の督促等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
甲府市税外収入の督促等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年8月31日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市税外収入の督促等に関する条例等の一部を改正する条例

(甲府市税外収入の督促等に関する条例の一部改正)

第1条 甲府市税外収入の督促等に関する条例(昭和29年5月条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(甲府市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 甲府市国民健康保険条例(昭和34年3月条例第9号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第5項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に改め、「(昭和32年法律第26号)」を削り、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第3条 甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（甲府市介護保険条例の一部改正）

第4条 甲府市介護保険条例（平成12年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第8項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に改め、「（昭和32年法律第26号）」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（甲府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第5条 甲府市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例の規定による改正後の次の各号に掲げる条例のそれぞれ当該各号に定める規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
 - (1) 甲府市税外収入の督促等に関する条例 附則第3項
 - (2) 甲府市国民健康保険条例 附則第5項
 - (3) 甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 附則第3項

- (4) 甲府市介護保険条例 附則第 8 項
- (5) 甲府市後期高齢者医療に関する条例 附則第 2 項

提案理由

租税特別措置法の一部改正に伴い、税外収入等に係る延滞金の割合の特例に関する所要の改正を行う等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。